

平成 30 年度 川崎市立南生田中学校いじめ防止基本方針

1 平成 30 年度 学校運営計画

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標 「師弟同行」の精神を基にして、より良い社会を創り上げる豊かな人間の育成を目指す

- (1) **個性と能力を磨く**
学習の基礎・基本をしっかりと身につけ、自ら考え、正しく判断する力を養う。
- (2) **思いやりの心を育む**
自他を大切にし、礼儀、情操を重んじ、より良い美しいものを愛する心を育てる。
- (3) **気力と体力を高める**
健康と体力を増進し、逞しい心身の陶冶によって、責任感と実践力を身につける。
- (4) **勤労と奉仕の心を培う**
勤労と奉仕の心を尊び、広い相互理解に立って、郷土を愛し美しい学校の維持に努める心を培う。

教育方針

- (1) **生徒中心の教育**；生徒理解を深め、一人ひとりの特性を生かし、伸ばす教育の充実に努めるため、学習指導要領の趣旨等を十分に踏まえた教育課程を編成し、生徒に「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体等）を育成する。
- (2) **いじめ・不登校のない学校生活**；いのちの教育、心の教育の充実に努め、生徒や保護者、地域等との信頼と連携をもとに、明るく生き生きとした学校づくりを推進する。
- (3) **地域に開かれた学校**；学校・家庭・地域の連携を図り健全な生徒の育成に努め、学校組織としてのスクールコンプライアンスの意識を高め、信頼され愛される学校づくりに努める。
- (4) **学び続ける教職員**；生徒と共に考え活動していけるよう、教職員一人ひとりが自らの資質や指導力の向上に努め、地域に根ざした特色ある教育活動を展開する。

3 年間（平成 30～32 年度）の中期重点目標

(1)人間としての在り方生き方の軸をつくる ①キャリア在り方生き方教育の推進 ②生徒会活動の充実 ③あいさつ活動の推進	(2)学ぶ意欲を育て「生きる力」を伸ばす ①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな心身の育成 ④ICT 教育の推進
(3)一人一人の教育的ニーズに対応する ①支援教育の推進 ②かわさき共生＊共育プログラムの実施と活用 ③いじめ・不登校の未然防止と早期対応	(4)良好な教育環境を整備する ①防災教育・安全教育の推進 ②快適な教育環境の整備 ③部活動の安定的な運営
(5)学校の教育力を強化する ①教職員研修の充実 ②学校評価を生かした教育活動の推進 ③適正な校務の遂行と公務員倫理の確立 ④体罰や不適切な指導の根絶	(6)家庭・地域と連携する ①教育相談の充実と家庭、地域との連絡・連携の徹底 ②基本的な生活習慣の確立 ③情報発信の充実

教育課題研究推進校としての取り組み(平成 30～31 年度)

- (1) 研究主題
特色ある学校づくりを目指した「総合的な学習の時間」における教育課程の研究
- (2) 内容
「キャリア在り方生き方教育」の視点に立ち、地域交流学习、「持続可能な開発目標」学習、健康安全・防災学習等を取り入れた教育課程の研究に取り組んでいく。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりとし、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 平成30年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援級主任、生徒指導担当主任、
支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長、教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（教頭、教務主任、生徒指導担当主任）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（教務主任、生徒指導担当主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・（生徒指導担当主任）
- ・道徳教育との連携・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（校長、教頭、生徒指導担当主任）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・（生徒指導担当主任）
 - 1年・・・（学年主任、担任、副担任）
 - 2年・・・（学年主任、担任、副担任）
 - 3年・・・（学年主任、担任、副担任）
- 支援級・・・（支援級主任、担任）
- 保健・健康面での相談・・・（養護教諭）
- 特別な教育的ニーズのある生徒への対応・・・（支援教育コーディネーター）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・（スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・（教頭、生徒指導担当主任）
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携・・・（教頭、支援教育コーディネーター）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・（生徒活動G主任、生徒指導担当主任）
- ・PTA校外委員会との連携・・・（生徒指導担当主任）
- ・地域教育会議との連携・・・（生徒指導担当主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・（生徒指導担当主任）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・（生徒指導担当主任）

7 平成30年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の「いじめ防止基本方針」の策定と生徒・保護者等への公表 ・基本方針や重点目標、年間指導計画等の確認、対策会議構成員と役割分担の確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、報告書の作成等に関する研修の実施 ・教育課程説明会での学校運営方針等の説明 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の年間指導計画の確認 ・生徒指導研修及び情報交換 ・いじめの防止対策に関する研修の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・民生委員との情報交換 ・携帯電話安全教室の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・教育相談に向けた生徒アンケートの実施と集計 ・生徒指導点検強化月間の取組、教育相談の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針や夏休み期間中の対応等についての確認 ・三者面談による保護者との情報の共有
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・夏休み期間中の状況報告及び情報交換
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・前期の反省と後期の取組みの確認 ・多摩区保護司会との情報交換
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・三者面談による保護者との情報の共有
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・教育相談に向けた生徒アンケートの実施と集計
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・教育相談の実施 ・中学生を囲む会の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・学校生活（生徒）、教育活動（保護者）についての学校評価アンケートの実施 ・学校生活・教育活動についてのアンケート結果等を踏まえた自己評価の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体制振り返り月間の取組、学校評価の結果等に基づく本年度の成果や課題等の検証 ・学校教育推進会議（学校関係者評価委員会）への取組状況の報告 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・学校評価報告書の公表 ・次年度に向けての基本方針等の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校としての取組

- 教育相談実施に向けた事前アンケートの実施（6月、11月）
 - アンケート回答結果による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 教育相談の実施（6月、12月）
 - 担任との面談による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 道徳や特別活動等における人権尊重教育の実施
 - 自尊感情や他者を思いやる心の育成
- かわさき共生*共育プログラムの実施
 - 生徒相互の望ましい人間関係の構築
- 授業参観、行事参観の実施（4月、5月、7月、9月、10月、12月、3月）
 - 保護者による生徒の学校生活の様子の把握
- 家庭確認週間（4月）、三者面談の実施（7月、10月、3月）
 - 保護者による生徒の学校生活の様子の把握
- 学校教育推進会議の実施（5月、10月、2月）

生徒の自主的な取組

- 生徒総会の開催（年2回）
 - 年間テーマやいじめ防止標語の取組、年間の活動の振り返り
- 生徒集会の実施（月1回）
 - いじめ防止の呼びかけや学年からの発表、集団活動等による人間関係づくり
- 朝のあいさつ運動の実施（毎日）
 - 明るく元気な学校づくり、生徒の仲間意識を高める取組
- 委員会等による地域清掃活動等の実施
 - 地域への奉仕活動やボランティア活動への取組
- 小学校との交流
 - 部活動体験等による小学生との交流、吹奏楽部・陸上競技部の小学校行事協力

保護者の取組(PTA活動)

- 学校行事への参加・協力
 - 行事を通しての生徒との交流
- あいさつ運動
 - 校外委員会によるあいさつ運動の実施
- ふれあい広場への参加・協力
 - 体験活動やふれあい広場の活動を通しての生徒との交流

地域住民の取組

- パパロール隊との連携
 - 地域での見守り活動、日常的な生徒への声かけ、行事等における連携・協力